

信州の木供給体制整備事業（木造セミナー実践型） 選定要領

制定 令和8年6月3日付け8信木利第43号

信州の木供給体制整備事業（木造セミナー実践型）実施要領（令和8年3月30日付け7信木利第216号林務部長通知）第8第2項に定める選定については、本要領により行うものとする。

（目的）

第1 信州の木供給体制整備事業（木造セミナー実践型）に応募のあった内容を選定する委員会の設置、選定方法及び選定基準を定める。

（委員会）

第2 信州の木供給体制整備事業（木造セミナー実践型）に応募のあった取組を選定するため、選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、応募のあった内容を審査し、事業を実施するにふさわしい取組を選定する。

（委員会の委員及び組織）

第3 委員会の委員は次に掲げる各所属の長の指名する者とする。

所 属	職 名	備 考
林務部 信州の木活用課 県産材利用推進室	室長	委員長
林務部 信州の木活用課	主任林業専門技術員	委員長代理
林務部 信州の木活用課 県産材利用推進室		
林務部 森林政策課		
建設部 建築住宅課		

- 2 委員会の委員長は県産材利用推進室長とする。
- 3 委員会の委員長代理は、林務部信州の木活用課主任林業専門技術員とする。
- 4 委員長は委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。
- 5 委員会の事務局は、信州の木活用課県産材利用推進室が担当する。

（会議及び議決）

- 第4 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。
 - 3 委員会は、必要に応じて、書面により開催することができる。
 - 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(選定等)

第5 選定は、応募期間終了後おおむね1ヶ月以内に行うものとし、選定方法は次のとおりとする。

(1) 提出書類の確認

提出書類の確認については事務局が実施し、結果を委員会へ報告するものとする。
なお、事務局は、必要に応じてヒアリングを実施するものとする。

(2) 評価項目

応募内容の審査は、次の評価項目について行うものとする。

- ① 訴求性：施主の県産材利用への機運向上について
- ② 波及性：事業完了後を含めた地域等への拡がりについて
- ③ 協働性：川中、川下など分野を跨いだ事業者間の連携について
- ④ 経済性：経費の妥当性、費用対効果について
- ⑤ 確実性：事業スケジュール、計画等事業全般について

(3) 選定方法

選定は、前述の評価項目についての評価により行うものとし、評価点は別表1及び別表2のとおりとする。

(4) 採択等について

採択については、評価点のほか応募状況や条件面を鑑みて委員会にて総合的に判断する。

(補則)

第6 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議の上、委員長が定める。

附 則

1 この要領は、令和8年度の事業から適用する。